

厚生労働省における主な犯罪被害者等施策の取組

I 様々な困難を抱えた女性への支援

- 困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援体制を構築するため、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）に基づき、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体等が連携し、女性の立場に寄り添ったきめ細かな支援を行っている。
- 官民が連携し、支援対象者の早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業を実施するとともに、女性支援を担う者の育成及び支援の強化等を図っていく。

II 雇用の安定のための支援

- 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の各企業への導入を促すため、パンフレットや休暇制度を導入している企業の事例集等を作成・配布。また、作成したこれらに加え、導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画等を厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）において周知している。

III 精神的なケアを必要とする方等への支援

- 医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設け、知識の普及・啓発を推進している。（令和7年度は297名が受講。）
- 医療機能情報提供制度に基づき、全国の医療機関を診療日や診療科目等のさまざまな情報で検索できるシステム、医療情報ネット（ナビイ）を運用しており、当該システムにおいて、PTSD等の治療に対応している医療機関やワンストップ支援センターと協力・連携している医療機関等を検索可能としている。

IV その他

- 医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与について検討するため、犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること、それを医療観察対象者に伝えること等が入院中の医療観察対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を行う厚生労働科学研究を令和8年度から開始する。
- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等に基づき、オンライン診療を受けて緊急避妊薬の調剤を受ける場合や、要指導医薬品である緊急避妊薬を購入する場合に対応可能な薬局及び薬剤師の一覧を厚労省ウェブサイトで公表している。